

【労務】歩合給がある場合の雇用調整助成金の助成額算定方法を変更

厚生労働省から、「歩合給がある場合の雇用調整助成金の助成額算定方法が令和3年9月1日以降の休業から変わります」というリーフレットが公表されました。対象となるのは、給与に歩合給（出来高払）制が含まれている労働者を休業等させた場合です。判定基礎期間の初日が令和3年9月1日以降の休業について、助成額算定に用いる休業手当支払率の算定の方法が変更されます。

■対象となる事業主

○給与に歩合給（出来高払）制が含まれている労働者を休業等させた場合、対象となります。

■変更内容

○判定基礎期間の初日が令和3年9月1日以降の休業より、助成額算定に用いる休業手当支払率（雇用調整助成金助成額算定書の「(5) 休業手当等の支払い率」）を以下により算定する方法に変更します。



※1 雇用調整助成金助成額算定書の「(4) 平均賃金額」に記載している額（変更の必要はありません）

※2 雇用調整助成金助成額算定書の「(8) 月間休業等延日数」の①と②の合計日数（変更の必要はありません）

注) 雇用調整のための教育訓練を行っている場合、教育訓練に係る賃金について、別途同様の算定を行って下さい

○また、この休業手当支払率は、6カ月経過ごとに見直しを行います。

- ・今回の変更は、助成額が実際に支払われた休業手当額に応じた額になるようにするものです。
- ・また、休業手当額は月ごとに変動する可能性があることから、このような変動をできるだけ助成額に反映させるため、休業手当支払率は6カ月経過ごとに見直しを行います。

■具体的な算定方法・手続きなど

○判定基礎期間の初日が令和3年9月1日以降の休業について、雇用調整助成金助成額算定書の「(5) 休業手当等の支払い率」は、裏面を参考に、上記の変更内容に基づいて算定した率を当該算定書に記入して下さい。

○この見直し月の翌月以降の申請の際は、上記の算定書の写しを添付して下さい。また、6カ月経過後の見直しが行なわれた場合は、その見直し後の算定書を添付して下さい。

■雇用調整助成金助成額算定書

【計算方法の例】

以下の雇用調整を行った場合

- ①休業：休業手当額 7,500 円（基本給分 80%、歩合給分 0%）、全日休業 60 人日、短時間休業 12 人日
- ②教育訓練：教育訓練時の賃金 9,375 円（基本給分 100%、歩合給分 0%）、教育訓練 10 人日

雇用調整助成金助成額算定書			
判定基礎期間	令和 3 年 9 月 1 日～令和 3 年 9 月 30 日		
(事業所名) ●●商事	(事業所番号) 1234-567890-1		
(1) 賃金総額 利用した書類を記入してください。 (a.労働保険料確定保険料申告書)	135,000,000 円		
(2) 前年度1年間の1箇月平均の 雇用保険被保険者数	50 人		
(3) 年間の 所定労働日数 (所定労働日数の算出については裏面の3をご確認ください)	259 日		
(4) 平均賃金額 [(1)/ (2)×(3)]	10,425 円		
(5) 休業手当等の支払い率 ※就業規則、休業等協定によって定められた、 休業手当の支払率又は教育訓練中の賃金の 支払い率	全日	短時間	教育訓練
	71%	71%	88%
(6) 基準賃金額 [(4)×(5)]	7,402 円	7,402 円	9,279 円
(7) 1人日当たり助成額単価 (R3.6・R3.8.1: 3/4 (大企業: 解雇等なし)) ※助成額単価の上限額については裏面8参照	5,552 円	5,552 円	6,960 円
(8) 月間休業等延日数 ※様式新特第8号の①、②及び③欄から転記。	① (R3.6からの転記)	② (R3.6からの転記)	③ (R3.6からの転記)
	60	12	10
	人・日	人・日	人・日

(休業手当支払額の総額)
540,000円 (7,500円 × 72人日)

$10,425\text{円} \times 72\text{人日}$
(平均賃金額) (休業延日数)

71% (休業手当支払率)

※全日と短時間に同じ率を記入下さい。
※小数点以下の端数が生じた場合は、
切り下げて下さい。

(教育訓練に係る賃金の総額)
93,750円 (9,375円 × 10人日)

$10,425\text{円} \times 10\text{人日}$
(平均賃金額) (教育訓練延日数)

89% (教育訓練の賃金支払率)

※小数点以下の端数が生じた場合は、
切り下げて下さい。

【その他】

○今回の変更後に、実際に支払われた休業手当額が助成額を上回る月がある場合には、当該月については、同月の休業手当額に基づき、休業手当支払率を算定し直すことができますので、申請の際に、実際に支払われた休業手当額が確認できる資料をご提出下さい。

○なお、従業員が概ね 20 人以下の事業主におかれては、実際に支払った休業手当等の額により申請できる「小規模事業主用様式」をご利用いただけます。

■お問合せ先

ご不明な点は、以下のコールセンターまでお問い合わせ下さい。

雇用調整助成金、産業雇用安定助成金コールセンター

0120-60-3999 受付時間 9：00～21：00 土日・祝日含む

参照ホームページ [厚生労働省]

<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/000821251.pdf>